



2015年12月1日

事務所ニュース Vol.205

ストレスチェック制度について

ストレスチェックの実施等が事業者の義務となります。(施行日：平成 27 年 12 月 1 日)

ストレスの多い現代社会。しかし社会で生活するにはこのストレスと向き合う必要があり、又仕事による強いストレスが原因で精神障害の発病を未然に防ぐためにも事業者による適切な対応も必要になってきます。この制度は、「①一次予防を主な目的とする（労働者のメンタルヘルス不調の未然防止）②労働者自身のストレスへの気づきを促す③ストレスの原因となる職場環境の改善につながる」この3点を目的とし、以下のことを義務付けています。

- 常時使用する労働者に対して、医師、保健師等による心理的な負担の程度を把握するための検査（ストレスチェック）を実施すること。（労働者数 50 人未満の事業所は当分の間努力義務）
- 検査結果は、検査を実施した医師、保健師等から直接本人に通知され、本人の同意なく事業者に提供することは禁止されます。
- 検査の結果、一定の要件に該当する労働者から申出があった場合、医師による面接指導を実施すること。また、申出を理由とする不利益な取扱いは禁止されます。
- 面接指導の結果に基づき、医師の意見を聴き、必要に応じ就業上の措置を講じること。

ストレスチェックって何？

「ストレスチェック」とは、ストレスに関する質問票（選択回答）に労働者が記入し、それを集計分析することで、自分のストレスがどのような状態にあるかを調べる簡単な検査です。

「労働安全衛生法」が改正され、労働者が 50 人以上いる事業所では、**2015 年 12 月から、毎年 1 回、この検査を全ての労働者(*)に対して実施することが義務**付けられました。

* 契約期間が 1 年未満の労働者や、労働時間が通常の労働者の所定労働時間の 4 分の 3 未満の短時間労働者は義務の対象外です。

何のためにするの？

労働者が自分のストレスの状態を知ること、ストレスをためすぎないように対処したり、ストレスが高い状態の場合は医師の面接を受けて助言をもらったり、会社側に仕事の軽減などの措置を実施してもらったり、職場の改善につなげたりすることで、**「うつ」などのメンタルヘルス不調を未然に防止するための仕組み**です。

面接指導の実施と就業上の措置

- ストレスチェック結果で「医師による面接指導が必要」とされた労働者から申出(*1)があった場合は、医師に依頼して面接指導を実施しましょう。
 - *1 申出は、結果が通知されてから 1 月以内に行う必要があります。
 - *2 面接指導は申出があつてから 1 月以内に行う必要があります。
- 面接指導を実施した医師から、就業上の措置の必要性の有無とその内容について、意見を聴き(*)、それを踏まえて、労働時間の短縮など必要な措置を実施しましょう。
 - * 医師からの意見聴取は、面接指導後 1 月以内に行う必要があります。
- 面接指導の結果は(*)事業所で 5 年間保存しましょう。
 - * 記録を作成し保存が必要ですが、以下の内容が含まれていれば、医師からの報告をそのまま保存しても構いません。
 - ① 実施年月日
 - ② 労働者の氏名
 - ③ 面接指導を行った医師の氏名
 - ④ 労働者の勤務の状況、ストレスの状況、その他の心身の状況
 - ⑤ 就業上の措置に関する医師の意見

プライバシーの保護

- 事業者がストレスチェック制度に関する労働者の秘密を不正に入手するようなことがあってはなりません。
- ストレスチェックや面接指導で個人の情報を取り扱った者(実施者とその補助をする実施事務従事者)には、法律でも守秘義務が課され、違反した場合は刑罰の対象となります。
- 事業者提供されたストレスチェック結果や面接指導結果などの個人情報、適切に管理し、社内でも共有する場合にも、必要最小限の範囲にとどめましょう。

○当事務所からのお知らせ

・第 3 期分労働保険料の納入について

口座振替の事業所様は、平成 28 年 1 月 12 日（火）にご指定の口座よりお振替えさせていただきます。詳細につきましては後日発送致します「労働保険料等口座振替のお知らせ」にてご確認をお願いします。

振込の事業所様は、平成 28 年 2 月 1 日（月）をお振込期限とさせていただいております。詳細につきましては今月末に「労働保険料等納入のお知らせ」を発送致しますので、ご確認をお願いします。

・年末年始の休業日について

12 月 29 日（火）～1 月 4 日（月）まで年末年始の休暇とさせていただきます。

後記

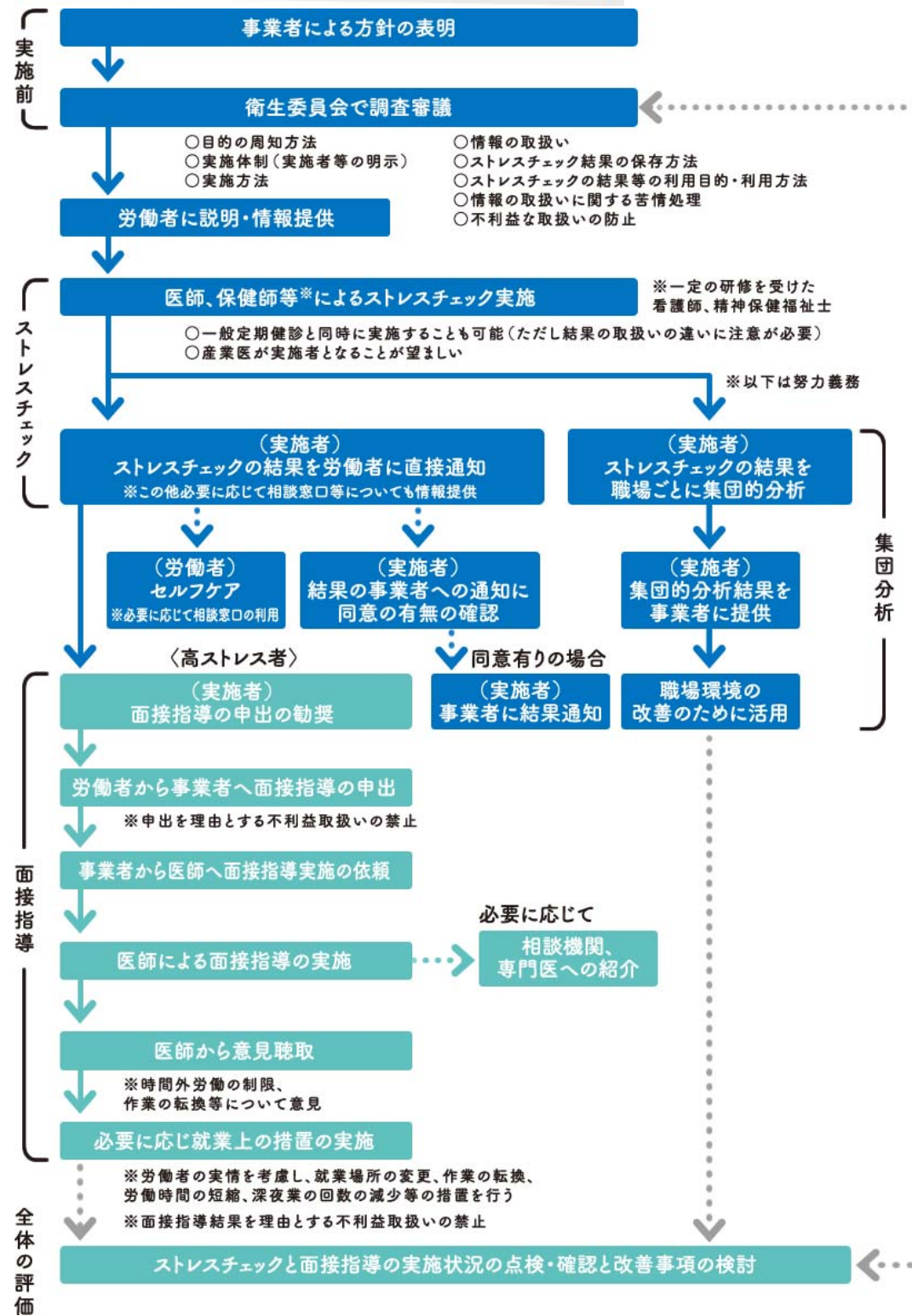
早いもので今年も残すところ、あと 1 ヶ月ですね。

特に目標を決めていたわけではないですが、色々趣味の幅を広げて行動した 1 年でした。これからも好きな事をして、ストレスを解消していきたいと思えます。

これからますます寒くなりますが、皆様もお身体に気を付けて下さいね。(H)



ストレスチェック制度の流れ



質問票のイメージ

	そ	そま	ちや	ち
	う	うあ	がや	が
	だ	だ	う	う

あなたの仕事についてうかがいます。最もあてはまるものに○を付けてください。

- 非常にたくさんの仕事をしなければならない 1 2 3 4
- 時間内に仕事が処理しきれない 1 2 3 4
-
-
-

最近1 か月間のあなたの状態についてうかがいます。最もあてはまるものに○を付けてください。

- 活気がわいてくる 1 2 3 4
- 元気がいっぱいだ 1 2 3 4
-
-
-

あなたの周りの方々についてうかがいます。最もあてはまるものに○を付けてください。
次の人たちはどのくらい気軽に話ができますか？

- 上司 1 2 3 4
- 職場の同僚 1 2 3 4
-
-
-

*ストレスチェックと面接指導の実施状況は、毎年、労働基準監督署に所定の様式で報告する必要があります。